

# 東京海洋大学科目等履修生規則

平成16年4月1日  
海洋大規第 186号

改正 平成27年 3月18日 海洋大規第 72号

改正 令和元年 6月27日 海洋大規第 89号

## (趣旨)

第1条 東京海洋大学学則第44条第2項及び東京海洋大学大学院学則33条第2項の規定に基づく東京海洋大学（以下「本学」という。）における科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

## (入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は各学期の始めとする。

## (入学資格)

第3条 科目等履修生として学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 その他本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 科目等履修生として大学院博士前期課程に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 その他本学大学院博士前期課程において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 科目等履修生として大学院博士後期課程に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学院修士課程を修了した者
- 二 その他本学大学院博士後期課程において、大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

第4条 科目等履修生として入學を志願する者は、各学期開始1月前までに、次の書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書
- 四 その他本学が指定する書類等

## (合格者の選考)

第5条 学長は、教授会又は大学院教授会の議を経て入學者を決定する。

## (入学手続)

第6条 前条により合格した者は、所定の期日までに入學料を納付し、所要の手続を行わなければならない。

## (入学許可)

第7条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入學を許可する。

## (履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、6月以上1年以内とする。ただし、引き続き履修を希望する者

は、学部教務委員会又は大学院教務委員会の議を経て学長の承認を得た場合には、期間を延長することができる。

(履修科目の制限)

第9条 科目等履修生には、履修科目を制限することがある。

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の規定により修得した単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(授業料等)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則（平成16年海洋大規第41号）の定めるところによる。

2 授業料は、当該学期の初めの月に納付するものとする。ただし、集中授業科目の授業料は、科目開講前の定められた期間に納入するものとする。

3 履修期の延長を許可された者は、第1項に定める授業料を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

4 実験・実習に要する費用経費は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(その他)

第12条 科目等履修生については、この規則に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する諸規則の規定を準用する。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年海洋大規第72号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する

### 附 則（令和元年海洋大規第89号）

この規則は、令和元年6月27日から施行する。